

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 29日

広島市長

提出者

住所 山口県防府市佐波2丁目11-12

氏名 日本道路株式会社 山口営業所

所長 高橋 伸定

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0835-23-1785

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社 北JCT現場事務所
事業場の所在地	広島県広島市安佐南区大塚西3丁目2232
計画期間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業・総合工事業・一般土木建築工事業 [0611]
②事業の規模	総売上高：38,373万円
③従業員数	4人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類（アスファルト、コンクリート塊）→ 中間処理施設において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。再生処理事業に委託して、再生砕石として再資源化。

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(2022 年度) 実績量
計画:今年度(2023 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	4.95	0									4.95	0								
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	108.82	0									108.82	0	3.82	0						
紙くず	0.34	0									0.34	0	0.34	0						
木くず	0.44	0									0.44	0	0.44	0						
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	16.5	0									16.5	0	16.5	0						
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.92	0									1.92	0	1.92	0						
鉱さい																				
がれき類	2094.36	0	1728	0							366.36	0	10.36	0	208	0				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
混合廃棄物	0.26	0									0.26	0	0.26	0						
合計	2227.59	0	1728	0	0	0	0	0	0	0	499.59	0	33.64	0	208	0	0	0	0	0

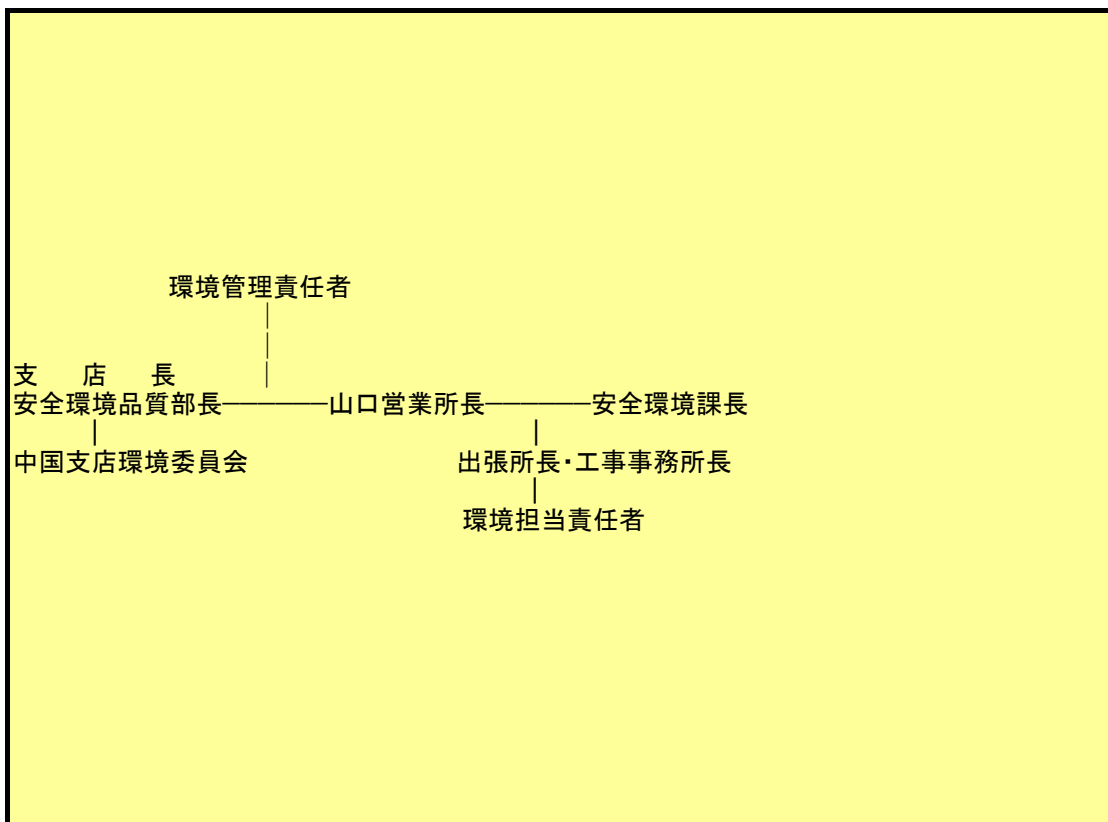
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>自社の中間処理施設にて破砕し再生処理する</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>自社の中間処理施設を優先して利用する。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>廃プラ、木、紙、金属 など分別ボックスを設置する。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>廃プラ、木、紙、金属 など分別ボックスを設置する。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>自社中間処理施設において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>自社中間処理施設において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>自社中間処理施設において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>自社中間処理施設において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図る。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施例なし。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施予定なし。</p>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>委託先処理業者は現地確認を実施して、産業廃棄物を委託できる許可業者リストを作成し、優良認定処理業者を優先して委託する。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>委託先処理業者は現地確認を実施して、産業廃棄物を委託できる許可業者リストを作成し、優良認定処理業者を優先して委託する。</p>